

賃金確定教育長交渉の結果

2015/11/18 北海道高教組

11月18日(水)朝8時に集合し、意思統一の後、8時30分からの交渉に臨んだ交渉団。早朝に出席された皆さん、お疲れ様でした。その結果を報告します。

1 給料改定(賃金引き上げ)については、人事委員会勧告どおり実施する。

- (1)月例給を578円(0.15%)引き上げる。給料表を行政職給料表の場合、初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定。その他の層は1,100円を基本に改定する。ただし、現給保障金額以内は賃金改善なし。
- (2)ボーナスは0.05月引き上げ、4.10月とする。引き上げ分は勤勉手当にあてる。再任用は引き上げの対象外とする。
- (3)単身赴任手当の基礎額を1,600円引き上げ27,600円とする。来年度からは30,000円とする。
- (4)上記(1)~(3)は2015年4月に遡り支給する。
- (5)差額の支給は、国の給与改定に関する閣議決定が行われた後に道議会に条例提案をして、条例施行後すみやかに改定差額を支給する。

2 独自縮減について

- (1)一般職については、道独自削減は本年度末をもって終了する。管理職員については、現在、来年度以降の収支対策について検討している。

3 再任用について

- (1)新たな再任用制度は構築しない。
- (2)再任用は、重要と考え、今後も、再任用を希望する教員の意向を把握しながら適切に対応していく。

4 学校職員評価制度の「見直し」について

- (1)改正地方公務員法が施行される2015年4月にむけて準備をすすめている。
- (2)現行の学校職員評価制度を「見直し」、新たな学校職員人事評価制度とする。

以 上

交渉の詳細は速報でお知らせします